令和７年度広島市産業廃棄物実態調査より

広島市の産業廃棄物の排出量は？

廃棄物については、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類のものが産業廃棄物、それ以外のものは一般廃棄物（事業系一般廃棄物）、家庭から発生する廃棄物は一般廃棄物（家庭ごみ）となっています。

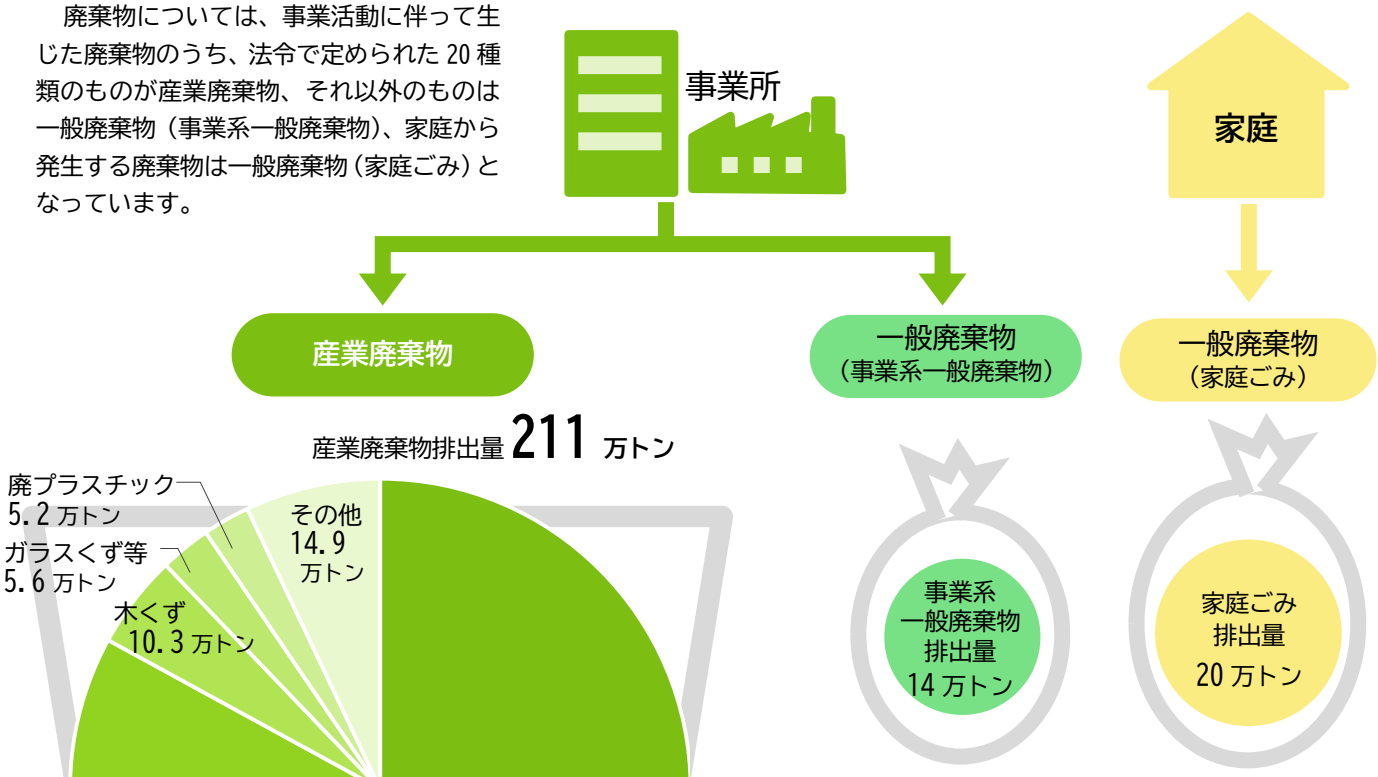

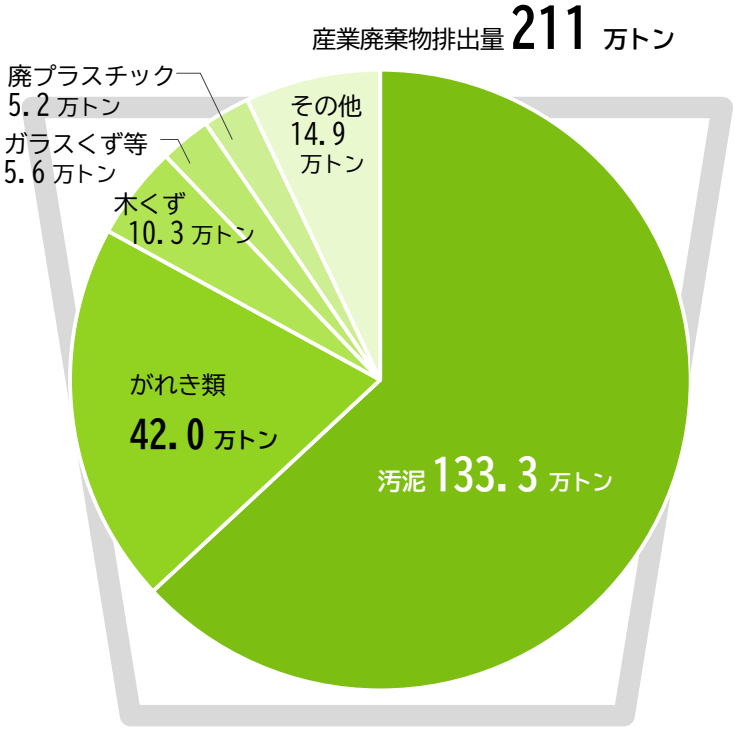

市内の事業所から排出される産業廃棄物は年間約 211 万トン（令和 5 年度）であり、家庭ごみの約 10 倍、事業系一般廃棄物の約 15 倍になります。

これらの産業廃棄物は、排出された後、中間処理により、96%が減量又は再生利用されており、最終処分量は約 8 万トンと排出量の 4%程度となっています。

最終処分量の内訳をみると、最も多いのは、がれき類です。排出量が最も多い汚泥は、脱水等により大幅に減量されるため、最終処分量は総量の約 1 割未満を占めるにとどまっています。

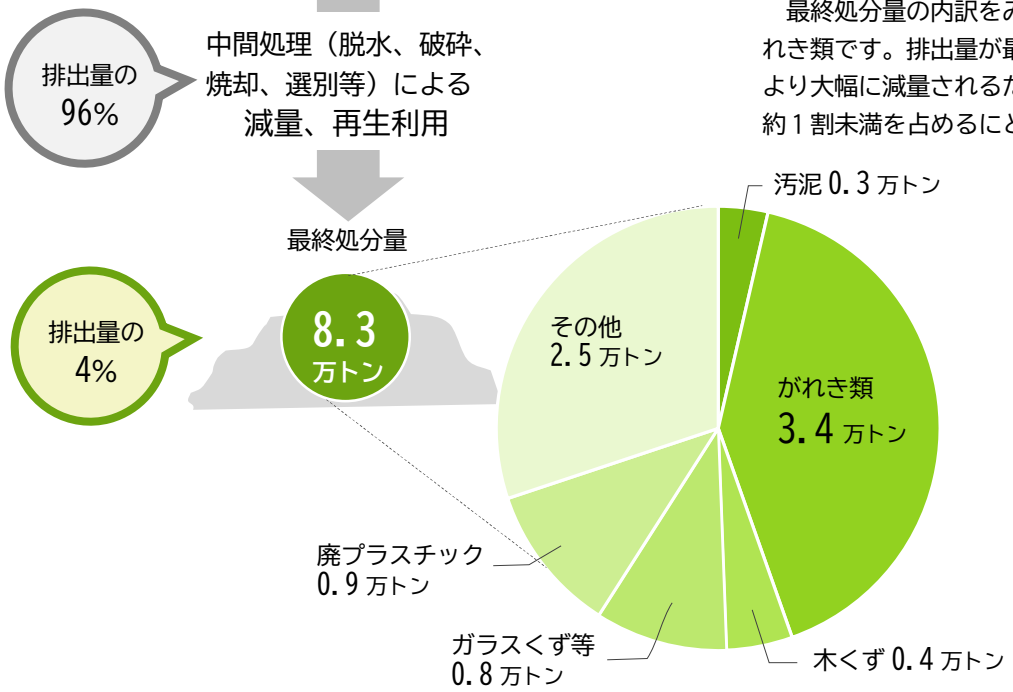

産業廃棄物と一般廃棄物の区分等

事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分され、それぞれ処理方法が異なっています。

これらを適正に処理するには、排出事業者が産業廃棄物と一般廃棄物の区分・違いを理解し、適正に分別して排出する必要があります。

排出事業者への意識調査によると、産業廃棄物と一般廃棄物の区分、処理方法の違いが「分かる」と回答した事業者は、5 割程度となっています。

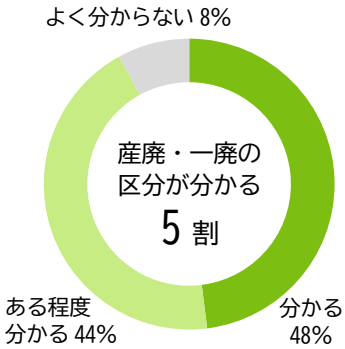

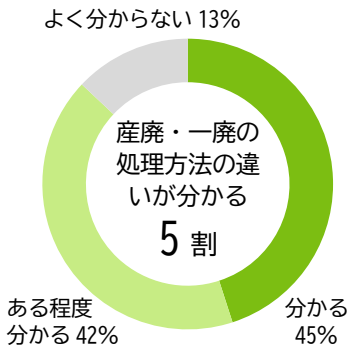

■産業廃棄物と一般廃棄物の区分

（種類名について、法令による産業廃棄物の種類名と異なる表記にしているものは、［　］内に法令による種類名を併記しています。）

業種によって産業廃棄物、事業系一般廃棄物に区分

産業廃棄物	事業系一般廃棄物
紙類［紙くず］ 建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）、紙製造業、新聞業、印刷出版、製本業、印刷物加工業から出るもの	紙類 左欄以外のもの
食品・生ごみ等［動物性残さ］ 食料品・医薬品・香料製造業において原料として使用した不要物	食品・生ごみ等 左欄以外のもの
木くず 建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材、卸売業・物品賃貸業・貨物の流通に使用したパレット	木くず 左欄以外のもの
繊維くず 建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うもの）、繊維工業に係る天然繊維くず	繊維くず 左欄以外のもの 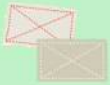
動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体 と畜場でとさつ・解体した獣畜、食鳥処理場で処理した食鳥、畜産農業で生じた動物のふん尿、死体	動物系固形不要物、動物のふん尿、・動物の死体 左欄以外のもの
廃プラスチック類	
金属・電子機器［金属くず］	
ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類	
廃油、 廃酸、廃アルカリ	
汚泥 （工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、製造業の製造工程で生ずる泥状のもの）	
ゴムくず、燃え殻、鉱さい、ばいじん 産業廃棄物を処分するために処理したもの［産業廃棄物処理物］、輸入された廃棄物	

※上記の表の区分のほか、市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。
（詳しくは広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画を確認）

産業廃棄物の処理

排出事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない責任があり、産業廃棄物の処理を委託した場合、法令により、委託契約の締結やマニフェスト交付等が義務付けられています。

排出事業者への意識調査によると、委託処理を行っている事業者において、書面で委託契約を行っているのは 5 割、マニフェストの交付は 8 割であり、本市へのマニフェスト交付状況報告についても 5 割にとどまっています。

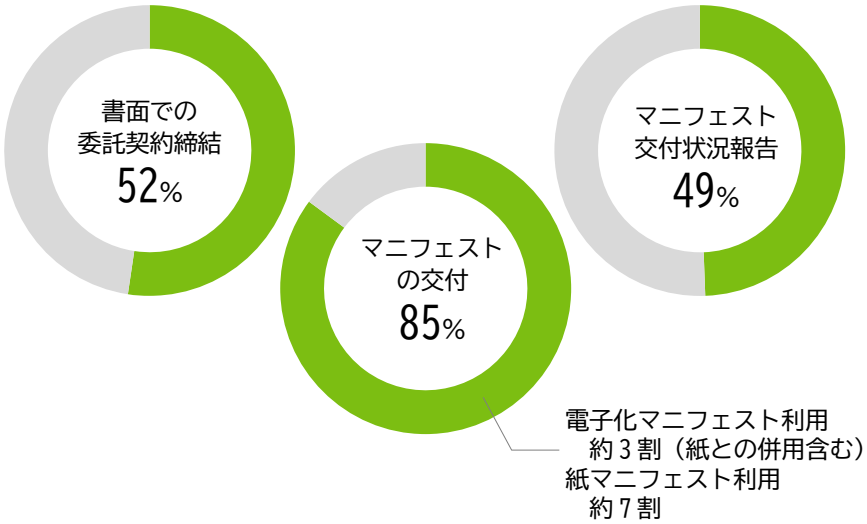

■ 排出事業者における産業廃棄物の処理

Step 1 分別・保管

産業廃棄物、事業系一般廃棄物、リサイクル可能なものを基本として、処分先や処分方法ごとに分別し、適正に保管

※リサイクル可能なものは、できるだけ分別し、再生事業者に委託

Step 2 委託契約

産業廃棄物の収集運搬及び処分について、それぞれの許可を有する業者に委託

- 書面により契約を締結（5 年間保存）
- 契約書には法令で定められた事項をもれなく記載
- 契約書には産業廃棄物処理業の許可証を添付
- 委託業者は委託する産業廃棄物の種類の許可を有していることが必要

  産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の情報は、一般社団法人広島県資源循環協会のホームページ「ひろしま産廃ネット」で検索可能

Step 3 マニフェスト交付

産業廃棄物を業者に引き渡すとき、マニフェストを交付

- マニフェストは、紙マニフェストと電子マニフェストの 2 種類あり
- 返送された紙マニフェストは 5 年間保管
- 電子マニフェストは、紙マニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子データとして指定された情報処理センター（日本産業廃棄物処理振興センター）を介して、ネットワーク上でやりとりするもの
- 購入先は

  紙マニフェスト　：一般社団法人広島県資源循環協会（TEL 082-247-8499）

  電子マニフェスト：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（TEL 03-3668-6513）

Step 4 マニフェスト交付状況報告

マニフェスト交付状況を行政に報告

- マニフェストの交付状況を翌年度の 6 月 30 日までに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により提出
- 電子マニフェストを利用している場合は、行政へのマニフェスト交付状況報告は不要

右記の要件に該当する場合

届出・提出

産業廃棄物年間 500 トン以上又は特別管理産業廃棄物年間 50 トン以上排出した場合
→・翌年度の 6 月 30 日までに処理計画書を提出
　・計画書を提出した翌年度には排出量にかかわらず、実施状況報告書を提出

ＰＣＢ廃棄物を保管している場合
→・翌年度の 6 月 30 日までにＰＣＢ廃棄物の保管及び処分状況等届出書を提出

広島市環境局業務部産業廃棄物指導課
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
TEL 082-504-2225 FAX 082-504-2229